

# 中国人訪日旅行客の回復・促進に向けて ～中国の動向と自治体の取り組み～

北京事務所所長補佐 河上 良(山梨県派遣)

## はじめに

2011年3月11日、日本の東北地方を襲った未曾有の大震災の影響により、訪日外国人旅行客は激減していますが、その回復の鍵を握るのは、中国と言っても過言ではないと思います。今回はそんな中国の動向や自治体の取り組み等をご紹介しますと思います。

## 訪日外国人旅行者の中で存在感を増す中国

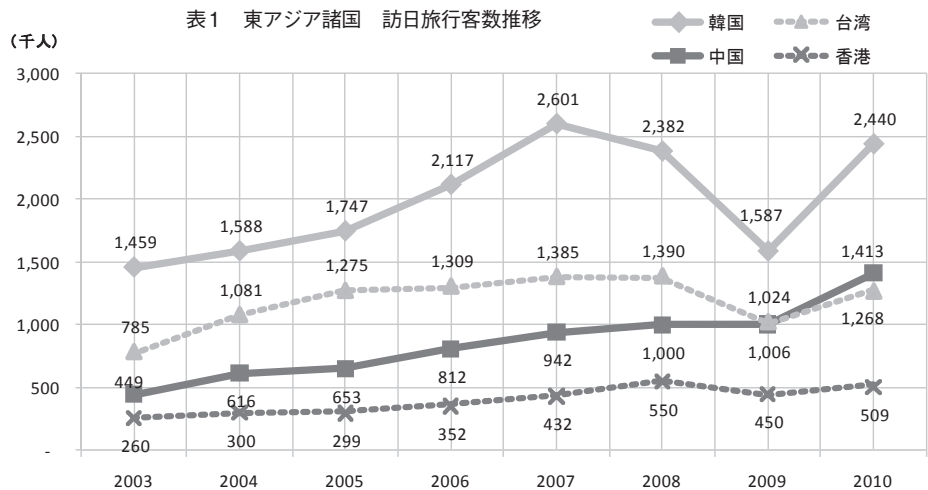
日本では、「観光立国」の実現に向け2003年にビジット・ジャパン・キャンペーンを開始し、2009年には、訪日外国人旅行客数に関するこれまでの目標（2020年までに2,000万人）を前倒し・上乘せする「訪日外国人3,000万人プログラム」を設定し、その第1期として2013年までに旅行客数1,500万人の目標達成を目指して、中国をはじめとする東アジア諸国（中国、韓国、台湾、香港）を最重点市場と位置づけました。2010年の目標である1,000万人達成には、2008年秋のリーマンショック以降の世界的な景気低迷、急激な円高進行、新型インフルエンザの流行等の影響により届

きませんでした。訪日外国人旅行客数は過去最高の861万人を記録し、中国は台湾を抜いて訪日旅行客数第2位となりました（表1）。

このように訪日旅行客数を大幅に拡大している中国ですが、日本へは自由に入国できるわけではなく、2000年の団体観光ビザの解禁を皮切りに、順次緩和されてきている状況です（表2）。

なお、本年7月には、沖縄を訪問する中国人観光客に対する数次ビザの発給、そして同年9月には中国人個人観光ビザについて、更なる緩和が実施されました。今回の個人観光ビザ発給要件の緩和は、中国人観光客回復に向け大きな契機となることが期待されます。

表1 東アジア諸国 訪日旅行客数推移



(出所) 日本政府観光局 (JNTO)

表2 中国人入国規制緩和の経緯

2000年	(9月) 団体観光ビザの発給開始。(北京市、上海市、広東省限定)
2004年	(9月) 団体観光ビザ発給対象地域の拡大。(天津市、遼寧省、山東省、浙江省、江蘇省を追加)
2005年	(7月) 団体観光ビザ発給対象地域を中国全土に拡大。
2008年	(3月) 家族観光ビザの発給開始。(十分な経済力を有する者(年収25万元以上)とその家族(2~3名)。なお、日本人と中国人のガイド各1人の付き添いが必要)
2009年	(7月) 個人観光ビザの発給開始。(年収25万元以上。北京市、上海市、広州市限定)
2010年	(7月) 個人観光ビザの発給要件緩和(「大手クレジットカードのゴールドカードを保有」、「官公庁や大企業の課長級以上」、「年収6万元以上の安定した収入」)、発給対象地域も中国全土に拡大。
2011年	(7月) 沖縄を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザを発給。 (9月) 個人観光ビザの発給要件緩和。「一定の職業上の地位及び経済力を有する者」から「一定の職業上の地位」を除き、「一定の経済力を有する者」とし、また、滞在期間を日程に応じ15日若しくは30日とした。

## 中国の動向

中国では、観光目的で訪問する国・地域について、中国国務院での承認が必要ですが、2000年以降、大幅に訪問可能国・地域が増えており、2011年8月現在、承認国・地域は140カ国・地域(実際に訪問が実施されているのは、111カ国・地域)にまで広がっています。こうした海外旅行に関する規制の緩和と、経済発展による所得向上によって、中国人外国旅行客数は、2000年の1,048万人から2010年には約5.5倍の5,739万人になるなど、大幅に増加しています(表3)。

表3 中国人の外国旅行客数の推移

年	人数	前年比
2000年	1,048万人	13.4%
2001年	1,214万人	15.8%
2002年	1,661万人	36.8%
2003年	2,023万人	21.8%
2004年	2,885万人	42.6%
2005年	3,103万人	7.6%
2006年	3,453万人	11.3%
2007年	4,096万人	18.6%
2008年	4,585万人	11.9%
2009年	4,766万人	3.9%
2010年	5,739万人	20.4%
2015年	8,300万人	予測

(出所) 中国国家统计局

中国国務院は2009年12月に2015年の旅行市場規模の目標を発表し、海外旅行客数を年率9%増の延べ8,300万人とすることをしています。

また、ある調査(注)によると、世帯年収6万元以上の

家庭が2020年には、4億人に達するとの見通しとの予測をしています。今後ますます訪日中国人旅行者はその存在感を増していくことでしょう。

(注) ポストンコンサルティンググループ(BCG)が発表した研究報告によると、今後10年間、初めて海外に出かける中国人観光客は年2,500万人に達し、日本を訪れる外国人観光客のうち中国人が4分の1を上回り、「世帯年収6万元以上の家庭」は、2020年には4億人に達する見通しと予測。(人民網日本語版2011年4月1日付記事より)

## 中国での知事トッププロモーション

多くの地方自治体が中国に目を向ける中、震災後、知事自らトッププロモーションを行ったものの中で当事務所において活動支援をおこなったものについて簡単にご紹介します。

### ・香川県観光トッププロモーション

まだ震災の影響も大きい2011年4月に陝西省西安市にて陝西省内の旅行社、メディア関係者、学校関係者を招いて香川県の観光説明会を実施。

観光説明会にあたっての素材(DVD)づくりには浜田恵造香川県知事自ら制作への指示を行い、また北京市、上海市の多くの関係機関等に短期間で訪問。

### ・関西広域連合による中国トッププロモーション

2011年7月に北京市、上海市にて井戸敏三連合長(団長・兵庫県知事)、山田啓二観光・文化振興担当委員(副団長・京都府知事)、嘉田由紀子滋賀県知事、平井伸治鳥取県知事、木村慎作大阪府副知事をはじめとする訪問団が中国人観光客を関西に呼び込むための観光プロモーション



関西の知事らによるトッププロモーション

ョンを実施。また訪問団には、関西経済連合会会長や京都商工会議所会頭ら関西の経済界の代表らも参加。

訪問団は北京市にて王岐山（オウキザン）国務院副総理（観光担当）や邵琪偉（ショウキイ）中国国家旅遊局局長と会談を行ったほか、上海市にて韓正（カンセイ）上海市長と会談し北京市、上海市において関西の魅力をPR。

このように震災後速やかに地方自治体のトップである知事が訪中したことや、関西広域連合のような地域・ブロック単位で一丸となってトッププロモーションを行ったことは、中国人の訪日旅行者回復に向けて大きな一歩となったと思います。

## 中国自治体事務所の取り組み ～「微博」の活用～

「微博」（ウェイボー）とは、中国版マイクロブログのことであり、中国内の数あるサービスの中で新浪社（sina）の運営する新浪微博は、2009年8月のサービス開始以来わずか2年で登録ユーザー数が2億人を超える中国で最も大きな影響力を持つマイクロブログです。

福島県上海事務所では、観光誘致と県産品のPRのためのツールとして利用を始めたところ、3月11日の震災を境にフォロワー（ファン）は3万3,000人を数え、日本の官公庁では、在中国日本大使館に次ぐ第2位となっており、原発問題等に関する情報の発信ツールとしても重用されるようになりました。また、在中国の中部地方自治体事務所（愛知、福井、岐阜、石川、長野、静岡、富山）では、共同でアカウントを使用し日本中部として広域でのPRを行っています。一つのアカウントに中部地方の情報が集約されることは、中国人の利用者にとって利便性が高く、今後の活発な情報発信が期待される場所です。

福島県 <http://weibo.com/fukushimaken>

日本中部 <http://weibo.com/japanchubu>

## クレア北京事務所の活動

当事務所では、地方自治体の要望を受け、日本の地方都市の魅力を紹介することにより、地方都市の知名度向上と訪日旅行者の誘客促進を図るため、これまでも北京、上海、大連、広州他各地で開催された旅遊博覧会などに出席し、日本各地のPRを進めております。

本年6月に開催された北京国際旅遊博覧会（BITE2011）では、地方自治体等から過去最多の共同出展希望と観光パンフレット等のPR希望があり、宮城県、茨城県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、大阪府、兵庫県、宮崎県の9自治体と共同でPRを行うと共に、共同出展団体を含む76の地方自治体等から送付された1万部を超えるパンフレットを3日間で全て配布しました。本博覧会では、世界80の国と地域及び中国各地の観光機構・旅行社などが出展し、14万人の来場者がありました。

また、被災3県の復興状況を正確に伝えるパネルを展示するなど、中国において被災地支援にも取り組んでいます。

## おわりに

中国という市場は、観光分野だけに限らず日本の各地域において今後の地域経済の発展や成長に大いに影響を与えるものと期待がかかります。しかしながらその市場を狙っているのは日本だけではありません。中国各地で開催される各種博覧会等では、世界各国が趣向を凝らしたパビリオンやブースを出展しており、中国という市場を取り込もうとする必死さを感じることができます。そのような中で、中国人海外旅行者の獲得のためには、自治体の垣根を越えた連携や、様々な媒体の利用など、より一層創意工夫したPRが求められるでしょう。

当事務所においても、地方自治体の中国での共同の窓口として、今後とも中国人訪日旅行者の促進に向け、地方自治体との連携体制を一層強化し、多面的な活動を積極的に展開していきたいと考えています。